



大津市公報

平成 25 年 5 月 17 日
号外 (第 37 号)

発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次	
条 例	
42 大津市立野外活動施設条例の一部を改正する条例.....	1

条 例

大津市立野外活動施設条例の一部を改正する条例を公布する。
平成25年 5 月17日

大津市長 越 直 美

大津市条例第42号

大津市立野外活動施設条例の一部を改正する条例

大津市立野外活動施設条例（平成17年条例第100号）の一部を次のように改正する。

第1条中「図る」の次に「とともに、市民のスポーツ、レクリエーションの振興を図る」を加える。

第3条第1項中「又は天体観測施設」を「、天体観測施設、宿泊棟の宿泊室若しくは会議室又は人工登はん壁」に、「第5条」を「第9条」に改め、同条第2項第2号中「き損」を「毀損」に改め、同項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第4条の見出しを「（キャンプ場等の利用料金）」に改め、同条第1項中「者は」を「者（以下「使用者」という。）は」に、「利用料金」を「キャンプ場等の利用料金」に改め、同条第2項中「利用料金」を「キャンプ場等の利用料金」に改め、同条第4項及び第5項を削り、同条第3項中「利用料金」を「キャンプ場等の利用料金及び附帯設備の利用料金」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 使用者は、宿泊棟の暖房器具その他規則で定める附帯設備を使用しようとするときは、その利用に係る料金（以下「附帯設備の利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。

4 附帯設備の利用料金の額は、実費を勘案して規則で定める額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

第9条を第13条とし、第5条から第8条までを4条ずつ繰り下げ、第4条の次に次の4条を加える。
（宿泊棟の浴室の利用料金）

第5条 野外活動施設の宿泊棟の浴室（以下「浴室」という。）を利用しようとする者（宿泊棟の宿泊室に宿泊する者を除く。）は、その利用に係る料金（以下「浴室の利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。

2 浴室の利用料金の額は、次の各号に掲げる浴室の区分に応じ、当該各号に定める額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

浴室（大） 1人1回につき 430円

浴室（小） 1人1回につき 330円

3 浴室の利用料金は、指定管理者の収入とする。
（浴室の利用の制限）

第6条 指定管理者は、浴室を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を拒否することができる。

公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

浴室の施設又は設備を汚損し、又は毀損するおそれがあるとき。

伝染性の病気にかかっていると認められるとき。

泥酔していると認められるとき。

その他浴室の管理上支障があると認められるとき。

（利用料金の減免）

第7条 指定管理者は、市長が特別の理由があると認めるときは、キャンプ場等の利用料金、附帯設備の利用料金又は浴室の利用料金（次条において「利用料金」と総称する。）を減額し、又は免除することができる。

（利用料金の不還付）

第 8 条 既に支払われた利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

別表を次のように改める。

別表 (第 4 条関係)

1 キャンプ場、木工作等実習室及び天体観測施設の利用料金の上限額

(単位 1 施設につき 1 人 1 回)

区 分	小学校 (特別支援学校の小学部及び各種学校で小学校に準ずるものを含む。以下同じ。) 就学の始期に達するまでの者 (以下「乳幼児」という。)	小学生、中学生及び高校生 (以下「小学生等」という。)	左記以外の者
市内に住所を有する者		210 円	310 円
市内に住所を有しない者	100 円	310 円	520 円

備考

- この表中「1 回」とは、3 時間以内の使用をいう。ただし、キャンプ場にあつては、午後 3 時から翌日の午前 10 時まで又は午前 10 時から午後 3 時までの範囲内における使用をいう。
- この表中「小学生」とは小学校に在学する児童を、「中学生」とは中学校 (中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部及び各種学校で中学校に準ずるものを含む。以下同じ。) に在学する生徒を、「高校生」とは高等学校 (中等教育学校の後期課程、専修学校の高等課程、特別支援学校の高等部及び各種学校で高等学校に準ずるものを含む。以下同じ。) に在学する生徒をいう。

2 宿泊棟の宿泊室の利用料金の上限額

(単位 1 人 1 泊につき)

区 分	乳幼児	小学生等	左記以外の者
市内に住所を有する者	690 円	1,380 円	2,190 円
市内に住所を有しない者	1,040 円	2,070 円	3,290 円

備考

- 乳幼児が宿泊する場合において、寝具を使用しないときは、この表の規定にかかわらず、無料とする。
- 宿泊室を昼間 (午前 11 時から午後 1 時までをいう。) に使用する場合は利用料金の上限額は、この表の規定にかかわらず、小学生等にあつては 350 円 (市内に住所を有しない者にあつては、530 円)、小学生等以外の者 (乳幼児を除く。) にあつては 450 円 (市内に住所を有しない者にあつては、680 円) とする。

3 宿泊棟の会議室の利用料金の上限額

区 分	午前 9 時から 午後 1 時まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 5 時から 午後 9 時まで
市内に住所を有する者	1,380 円	1,380 円	1,850 円
市内に住所を有しない者	2,070 円	2,070 円	2,780 円

備考 宿泊棟の宿泊室に宿泊する者が会議室を使用する場合は、この表の規定にかかわらず、無料とする。

4 人工登はん壁の利用料金の上限額

専用使用

区 分	使用時間及び金額	
	午 前	午 後
	午前 8 時 30 分から 午後 0 時 30 分まで	午後 1 時から午後 5 時まで

入場料その他これに類する料金（以下「入場料等」という。）を徴収しない場合	小学校、中学校、高等学校又はこれらに関係のある団体（以下「小学校等」という。）が小学生等を対象に使用する場合	1,830円	2,980円	
	営利を目的としない団体（小学校等を除く。以下同じ。）が使用する場合	3,680円	5,960円	
	営利を目的とする団体が使用する場合	12,600円	19,400円	
入場料等を徴収する場合	小学校等が小学生等を対象に使用する場合	3,680円	5,960円	
	営利を目的としない団体が使用する場合	7,330円	11,300円	
	営利を目的とする団体が使用する場合	入場料等が1,000円以下の場合	18,300円	29,800円
		入場料等が1,000円を超える場合	36,800円	59,600円

備考

- 1 県内（市内を除く。）に住所又は主たる事務所を有するものが使用する場合の利用料金の上限額は、この表に定める額の5割に相当する額（この額に10円未満の端数が生じたときは、これを10円に切り上げる。）を加算した額とする。
- 2 県外に住所又は主たる事務所を有するものが使用する場合の利用料金の上限額は、この表に定める額の10割に相当する額を加算した額とする。
- 3 使用時間がこの表に定める使用時間を超える場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額（この額に10円未満の端数が生じたときは、これを10円に切り上げる。）を加算した額とする。
 午前 8 時 30 分 以前 の 使 用 の 場 合 使 用 時 間 30 分 に つ き こ の 表 の 午 前 の 欄 に 定 め る 額 を 8 で 除 し て 得 た 額
 午後 0 時 30 分 から 午後 1 時 までの 使 用 の 場 合 （ 午 前 の 使 用 時 間 の 区 分 を 使 用 し た も の が 午 後 の 使 用 時 間 の 区 分 に わ た っ て 引 き 続 き 使 用 す る 場 合 を 除 く 。 ） こ の 表 の 午 後 の 欄 に 定 め る 額 を 8 で 除 し て 得 た 額
 午後 5 時 以降 の 使 用 の 場 合 使 用 時 間 30 分 に つ き こ の 表 の 午 後 の 欄 に 定 め る 額 を 8 で 除 し て 得 た 額
- 4 営利を目的とする団体が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に使用する場合の利用料金の上限額は、この表に定める額（前3項の適用を受ける場合にあっては、これらの規定により加算した額）の5割に相当する額（この額に10円未満の端数が生じたときは、これを10円に切り上げる。）を加算した額とする。

個人使用

（単位 1人1日につき）

区 分	小学生及び中学生	高校生	左記以外の者
市内に住所を有する者	450円	680円	1,030円
県内（市内を除く。）に住所を有する者	680円	1,020円	1,550円
県外に住所を有する者	900円	1,360円	2,060円

備考 この表中「小学生」とは小学校に在学する児童を、「中学生」とは中学校に在学する生徒を、「高校生」とは高等学校に在学する生徒をいう。

附 則

- 1 この条例は、平成25年6月4日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の大津市立野外活動施設条例の規定に基づく指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。